

施設からご提示のお願い

- ※令和 8 年 8 月 1 日から施設を利用者されている方、8 月中に利用中止・退所された方も対象です。
- ※長期入所をご利用されている方は提示期限を 8 月 22 日(土)とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

各市区町村から更新された、【介護保険負担割合証】と【資格確認書】または【資格情報のお知らせ】が交付されます。
当施設では、「資格情報のお知らせ」ではなく、「資格確認書」のご提示をお願いいたします。
この更新に伴い、下記の被保険者証類を確認させていただきますので、該当されるものをご確認いただき不足がないようご提示をお願いいたします。

☆印→令和 8 年 8 月 1 日より有効のものをご提示ください

○ 介護保険被保険者証

☆ 介護保険負担割合証

☆ 資格確認書 ※生活保護の方は対象外です

※「資格情報のお知らせ」のみをお持ちの場合は、医療機関受診の際にマイナ保険証も併せて必要となります。
マイナ保険証をご持参いただけない場合は、医療費を一時的に自費でお支払いいただく場合があります。

☆ 重度心身障害者医療助成受給券（該当者のみ）

☆ 介護保険負担限度認定証（該当者のみ）※希望する場合はご家族様にて申請が必要です

※新規で【介護保険負担限度額認定証】の申請をされた場合は、申請後に必ず施設へご連絡ください

※マイナンバーカードのご提示は必要ありません。

当施設では、個人情報保護および情報漏えい防止の観点から、原則としてマイナンバーカードの写しは保管せず、「資格確認書」の写しを保管させていただく運用としております。

ご提示・ご連絡の有無の確認やご不明な点等ございましたら、医事課あてにお問い合わせくださいませ。

介護老人保健施設 船橋ケアセンター
TEL:047-449-7007